

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年2月25日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：カンボジア国シェムリアップ上水道マスタープラン策定プロジェクト（QCBS）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：カンボジア国シェムリアップ上水道マスタープラン策
定プロジェクト（QCBS）

調達管理番号：25a00925

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年2月25日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：カンボジア国シエムリアップ上水道マスタープラン策定プロジェクト（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年5月 ～ 2028年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度(2027年2月頃)

2) 2027年度(2028年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ 水資源第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 3月 3日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 3月 4日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月 9日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 3月 23日 12時まで
5	プレゼンテーション	2026年 3月 26日 14時~(予定)
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 4月 3日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/qsxZBhCQPF>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格=100点

② 価格評価点：(最低見積価格/それ以外の者の価格)×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	人材育成、OJT を重視したマスタープラン（M/P）の策定の進め方、想定している工夫	第3条2.（2）
2	M/P 策定において特に重視する調査方針、調査方法の工夫、調査の効率化の提案	第4条2.（1）
3	サステナビリティ推進計画の策定にあたっての方針、調査計画	第3条2.（9）
4	DX 推進計画の策定にあたっての方針、調査計画	第3条2.（10）

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025 年 11 月
- ・ RD 署名：2026 年 2 月 6 日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) JICA グローバル・アジェンダ／クラスター事業戦略における位置づけ

JICA の課題別事業戦略である JICA グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」では、特に重視する事業群として、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を定めている。本クラスター事業戦略は、水道事業体のサービスの向上と拡張によって水道料金収入を増やし、借入等による自立的な資金調達が可能となる状態を目指すこととしており、本事業はこの戦略に則ってシエムリアップ水道公社 (SRWSA) を支援するものである。

SRWSA に対する協力のシナリオ（ローカルシナリオ）は、SRWSA の水道サービスの拡張と財務的自立性の向上、及びカンボジア国内の水道事業体における SRWSA の指導的地位の確立を目指したものとし、詳細計画策定調査において SRWSA と議論の上、R/D に Annex 2-2 として添付している。

また、JICA はクラスター事業戦略を推進するにあたって 25 の指標を用いて水道事業体の発展段階を判定している。SRWSA は、顧客満足度を除く 24 の指標については取得が可能となる状態になっており、顧客数、年間給水量、給水能力、無収水率、水道料金と接続料金の情報は、SRWSA のウェブサイトで公開している。JICA はこれらの指標値に基づき、SRWSA は良好なサービス水準に到達しているものの、経営改善を重視した協力を行う必要がある「発展段階③水道事業体成長支援型」に位置していると判定しており、経営改善につながる能力強化と施設整備（送配水管網整備、顧客拡大等）を実施することにより、自立的に資金調達ができる「成長する水道事業体」を目指すこととしている。指標値については、営業キャッシュフローマージンと自己資本比率がやや低いことが課題であり、営業キャッシュフローマージンについては 20%以上、自己資本比率については 30%以上とすることを、「成長する水道事業体」の段階になる目安と考えている。

さらに、カンボジアにおいては、プノンペン水道公社（PPWSA）と SRWSA をモデルとしつつ、水道セクター全体のガバナンスの強化や、モデルの全国展開を目指す「発展段階④セクターガバナンス支援型」の協力も実施しており、現在は工業科学技術革新省（MISTI）を実施機関として「全国水道事業計画策定プロジェクト」を実施中である。

本事業でマスタープラン（M/P）を策定するにあたっては、クラスター事業戦略と、それを踏まえたカンボジアの水道セクターに対する JICA の協力方針、協力内容を十分に理解し、SRWSA が目指すべき将来像と、そこに至るために必要な開発シナリオ（ローカルシナリオ）を検討する。開発シナリオは、詳細計画策定調査段階での想定を R/D の Annex 2-2 として添付しているが、本事業における M/P 策定の結果を踏まえて更新することも可能である。また、カンボジアの水道セクター全体の発展に向けて、SRWSA や本事業が貢献することを目指す。

クラスター事業戦略のモニタリング指標は、2024 年の指標値をクラスター事業戦略モニタリングシートにまとめている（配付資料参照）。M/P 策定の過程で新しい指標値を確認し、クラスター事業戦略モニタリングシートを更新して、JICA に提出する。唯一取得できていない顧客満足度については、本事業において顧客意識調査を行って取得する。これらの指標（Key Performance Indicators (KPIs)）は、水道事業経営の改善や、水道料金改定に対する顧客や意思決定者の理解を得るために活用することが重要である。そのため、SRWSA に対しても、指標の活用や公開を働きかける。

（2）人材育成、OJT の重視²

本事業は、成果2が「人材育成計画が策定される。」、成果4が「マスタープラン策定に係る SRWSA の能力が強化される。」であり、人材育成を重視している。

SRWSA は過去の技術協力等により十分に能力を高めてきており、カンボジア国内の他の水道事業者に対して技術支援を行う立場になるべきである。そのため、SRWSA が自らの手で M/P を改定したり、他の水道公社に対して指導したりすることができるようになることを目指し、本事業では日本のコンサルタントチームが M/P を策定してしまうのではなく、可能な限り SRWSA の職員が自ら手を動かしてデータの収集、整理、分析を行い、M/P の策定手法を習得できるよう努める。

また、中長期計画の策定は、技術面、財務面を総合的に検討し、水道事業の全体について現状把握、課題の分析、将来ビジョンの策定、各種計画の策定等を行う貴

² 人材育成、OJTの重視については、詳細計画策定調査の協議議事録（M/M）にも記載しているが、C/P側の体制や力量にも左右され、効率的な調査や計画策定と、手厚い人材育成、OJTはトレードオフの関係になる可能性もあるため、どのように人材育成、OJTの成果をあげつつ、調査、計画策定も質を落とさずに効率的に進めるか、提案すること。

重なる人材育成の機会であり、特に幹部層や将来幹部となるような有望な中堅職員の視野を広げ、総合的な能力強化を行う場、及び各部署が横断的に包括的な議論を行う場としても重要である。従って、M/P 策定の過程においては、C/P の育成、幹部層や幹部候補職員の育成、部署横断的な組織能力の強化を意識して、OJT を行う。

(3) 目標年次

M/P の目標年次は、カンボジア政府の上位計画である「Cambodia Vision 2050」との整合性も考慮し、2050 年としている。

一方、水需要は観光客数も大きく影響するなど予測の不確実性が大きいいため、M/P 策定後の実際の水需要の伸びに合わせて、拡張事業の開始時期を調整したり、段階的な拡張を計画したりする必要があると考えられる。そのため、SRWSA が自らの手で M/P の更新ができるようにすることが重要であり、本事業では上記のとおり人材育成を重視する。

(4) 対象範囲

M/P の対象範囲は、SRWSA がライセンスを付与されている給水区域とする。

ただし、詳細計画策定調査において面談した水道事業のライセンスの管理を担当しているシェムリアップ州工業科学技術革新局 (DISTI) からは、Run Ta Ek Techo Sen 市に隣接する Preah Dak コミューンも SRWSA の給水区域に含める予定であるという話があった。このようなライセンスの追加が実現した場合、あるいは実現の確度が十分に高いと見込まれる場合には、対象範囲に含める。対象範囲の変更は合同調整委員会 (JCC) における書面合意で可能であり、R/D の変更は不要である。

(5) 水源計画

SRWSA は現在、地下水、西バライ貯水池、トンレサップ湖の 3 種類の水源を利用している。アンコール遺跡の保全、管理を担うアプサラ機構 (APSARA National Authority) は、地下水の取水は抑制する方針である。また、西バライ貯水池は貯水量の制約から大きな取水量の増加はできない。そのため、本事業ではトンレサップ湖を調査対象とすることで SRWSA と合意している。

SRWSA はトンレサップ湖の水位が低下傾向にあると懸念しており、詳細計画策定調査では長期的に利用可能かどうか水源シミュレーションを行ってほしいという要望があった。しかし、シミュレーションモデルの構築には多くのデータが必要であり、トンレサップ湖の水位はメコン河に影響され、メコン流域の降水量やダム操作にも影響されるという複雑な因果関係にあるため、精度の確保されたシミュレーションは困難であることから、既存の情報の収集・整理を中心に、できる範囲の分析を行うこと

で合意した。カンボジア政府のトンレサップ機構がトンレサップ湖の開発と保全を担っているほか、JICAは地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」によって、東京工業大学とカンボジア工科大学を中心とする研究者グループによる共同研究を支援した。これらの組織が蓄積している既存のデータや科学的知見を活用し、トンレサップ湖を水源として利用していくためのリスク要因を分析する。

また、SRWSAはトンレサップ湖の水質汚濁も懸念しており、市街地からの下水の流入、及び農地からの農薬や肥料の流入が原因であると考えている。そのため、SRWSAは取水ポンプ場付近を保護区域に指定することを計画しており、関係機関の合意形成を進めている。保護区域の指定を想定しているのは、取水ポンプ場付近の森林（flooded forest）92haと、湖と取水ポンプ場を結ぶ開水路の周辺で乾期になると陸地化する304haのエリアである。保護区域として認定された場合は、SRWSAとしてその保全や植林を行う計画があり、自然・生物多様性保全の観点から望ましく、開水路周辺に乾期に農民が入り込むことを防ぐことが期待できる。一方、保護区域の指定がなされた場合、それを実効性のある規制とするためには、法律、政令、ガイドライン等による法制化が必要であり、根拠に基づいて農民等に周知して従わせる仕組みが必要である。本事業では、保護区域指定手続きの動向をフォローするとともに、指定が実現した場合の実効性確保の仕組みを検討する。

さらに、SRWSAは取水施設付近の土地を利用して、7.9haの土地に深さ4m、容量20万m³の原水調整池を掘削し、ゆっくりと原水を流すことによって、藻類や濁度などの水質汚濁の影響を軽減する対策を検討している。これによって、新しい浄水場を建設して取水量が増えた場合も、現在取水ポンプ場と湖をつないでいる開水路を拡幅する必要がなく、原水調整池でホテイアオイやその他の水生植物を栽培することで水質改善効果をもたせることができるという構想であり、近年注目を集めている「Nature-based Solutions（NbS）」ともなり得る対策である。この対策を、成果3のF/Sの対象事業に含める。なお、SRWSAは、新しい浄水場の建設候補地として、4haの土地を確保している。

（6）水需要予測

SRWSAの給水区域では、Run Ta Ek Techo Sen市における開発、遺跡周辺住民の移住地の開発、新国際空港の周辺の開発などが進んでいる。円借款で約260km、カンボジアの自己資金で約400kmの配水管敷設が進んでおり、さらにフランス開発庁（AFD）が200kmの敷設を支援するプロジェクトを審査中である。これらの開発の動向や将来予測をM/Pに織り込む。

水道を利用していない人々は、浅井戸を所有していることが多い。高床式住居も多

くある中での水汲みの負担、鉄、大腸菌等の水質の問題、乾期の水位低下、干ばつ時の涸渇、井戸ポンプの維持管理の手間などの課題がみられる一方で、水道は料金がかかり井戸ポンプの電気代よりも高いと考えている人や、消毒用の塩素に抵抗を感じている人もおり、配水管が来ているにもかかわらず、水道に接続していない人々もいる。住民の環境衛生や生活の利便性を向上させるとともに、水道施設の稼働率を上げて経営を改善するためには、配水管が敷設されている区域において接続率を上げることも重要である。本事業では、社会条件調査において、水道以外の水源となっている井戸の水質や安定性、住民にとっての水汲みや維持管理の負担、水道水や水道料金に対する意識等について確認し、水道に対する理解を深めて、接続を促進するための啓発活動を M/P に含めることを検討する。

(7) 財務計画

新型コロナの影響による 2020～21 年の収入減があり、2023 年の円借款による新施設の稼働開始によって支出も増加しているため、2024 年の純利益はマイナスとなるなど、コロナ前よりも財務状況が悪化している。円借款及び AFD のローンの返済も含めた財務面の見通しを分析し、クラスター事業戦略が目指している「成長する水道事業体」となるための計画を策定する。

また、外貨建ての借入が大きく、為替リスクに脆弱であるという課題があり、収益性の低さ (ROA 0.39%)、自己資本比率の低さ (29%) なども課題である。貧困層に配慮した水道料金の改定の必要性についても検討する。外貨建ての借入への依存を軽減する資金調達の手段についても検討する。具体的には、日本では財政投融资資金や地方公共団体金融機構資金がインフラ整備のファイナンスに役割を果たしてきたことを踏まえ、カンボジア国内における公的金融機関の状況や、インフラ投資向けの長期ファイナンス制度創設の可能性について調査する。オーストラリアの協力により、水道法に盛り込まれている「水道整備基金」の創設についても議論がなされているため、その動向についても把握する。

なお、詳細計画策定調査の際に、フランス AFD が PPWSA に対して提供した財務分析モデルを SRWSA に対しても提供する計画を持っていることを確認したため、AFD の動向や財務分析モデルの内容を確認し、本事業において同財務分析モデルを活用するかどうか検討する。

(8) 全国及びシエムリアップ州の水道整備に対する貢献の検討

現在 JICA が MISTI との間で協力を実施している「全国水道開発計画策定プロジェクト」では、州毎の水道整備 M/P 策定のガイドラインを策定し、パイロットとして 2 州 (カンポット州、プレイベン州) における M/P 策定を実施中である。また、水道公

社のM/P策定についてもガイドラインを策定することになっており、カンボット水道公社をモデルとしてM/Pを策定した。さらに、全国に水道を普及するための政策ガイドラインとなる「水道事業開発指針」（ガイド）を策定しており、その中では政策目標として、水道公社の役割を拡充し、民営水道事業者（PW0s）に対する支援を強化することや、乾期の水源を確保するためのバルク給水（用水供給）の必要性などに触れている。また、世界銀行の支援による規制機関（レギュレーター）設立の構想や、フランス AFD が調査を行うことになっているカンボジア水道公社設立（全国の水道公社の統合）の構想もある。本事業においては、これらの水道セクター全体の動向に十分注意し、SRWSA が果たすべき役割を検討する。

M/P の策定にあたっては、上記「全国水道開発計画策定プロジェクト」で作成される水道公社のM/P策定ガイドラインを活用する。

SRWSA は PPWSA に次ぐ規模を持ち、良好な水道サービスと概ね健全な事業運営を実現し、人材も擁していることから、シエムリアップ州の水道整備に対する貢献についても、将来果たすべき役割として検討する。具体的には、民間事業者がいないコミュニティの給水ライセンスを SRWSA に付与すること、民間事業者に対して SRWSA がバルク給水を行うこと、民間事業者との協議がまとまれば民間事業者が持っている給水ライセンスを SRWSA が買いとること、などが想定される。検討にあたっては、シエムリアップ州の水道整備 M/P 策定やライセンスの付与に責任を有する州工業科学技術革新局（DISTI）を巻き込む。SRWSA の給水区域の西側に隣接する Pouk と SaSar Sdom では、丸紅株式会社が出資している Kumer Water Supply Holdings（KWSH）が民営水道事業を実施していることにも留意する。

また、他州の水道公社に対する技術支援についても、将来果たすべき役割として検討する。SRWSA が M/P 策定を他の水道公社に指導できるようになることを目指し、本事業の中で、MISTI 及び他州の水道公社に対して、自らの M/P 策定の経験を伝えるセミナーを実施する。

SRWSA の所掌範囲の拡大につながることも考えられるため、その場合には新たな所掌範囲や業務内容に広げる根拠を法制度面からも明確にすることに留意する。

（9）サステナビリティ推進計画（気候変動対策、ジェンダー主流化を含む）³

JICA は「サステナビリティ方針」を 2023 年 10 月に公表し、気候変動対策、自然・生物多様性保全、ジェンダー、人権に関する取組を強化している。本事業においても、M/P の中に、気候変動対策、ジェンダー主流化、その他サステナビリティの推進に係

³ サステナビリティ推進計画の策定はR/Dに記載しているが、既往案件の前例が少ないチャレンジングな業務内容であるため、どのような方針と調査計画に基づいて推進するのか提案する。

る計画を含めることで、SRWSA と合意している。

1) 気候変動対策

本事業は、気候変動による降雨量の変化等に伴う干ばつや浸水・洪水等のリスクに対して強靱な水供給に貢献するものであり、気候変動への適応に貢献する。また、M/P 策定にあたっては、ポンプの効率化等の省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用等を追求することで、緩和策に貢献する。これらの検討を通じて、カンボジア政府が定めている「第3次自国が決定する貢献（NDC3.0）」（2025年）の目標と整合する計画とする。

また、JICA Climate-FIT の「（緩和版）「7. 省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化」、 「22. 無収水削減対策等」及び「（適応版）「2. 上水道」」等を参考に、GHG 排出量削減効果の推計を行うとともに、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本事業が気候変動対策に資するか検証する。

2) 自然・生物多様性保全

SRWSA が円借款で建設された Chreav 浄水場の取水ポンプ場周辺地域を保護区域に指定するための手続きを進めており、取水ポンプ場とトンレサップ湖をつなぐ開水路には、ホテイアオイを栽培して、原水中の藻類や濁度を低減させる工夫をしている。これらの計画や取組をさらに発展させ、NbS として M/P に含めることが考えられる。また、アンコール遺跡の保全のためには地下水の揚水を抑制する必要があり、特にホテル等の大口需要者は地下水から水道利用への転換を促すことが、自然の保全と水道事業経営の双方にとって便益があることから、地下水利用の実態を把握し、水道への切り替えの促進策を検討する。

なお、JICA は 2026 年 1 月に「JICA Biodiversity-FIT」を公表しており⁴、「水資源の確保と水供給」分野のセクター別生物多様性主流化検討ガイダンスも含まれている。参照の上、生物多様性損失の影響評価及び影響への対応策の検討を実施する。

3) ジェンダー主流化

本事業は、「ジェンダー活動統合案件」⁵に分類されている。詳細計画策定調査の結

⁴ JICA ウェブサイトに掲載済。[生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT） | JICA について - JICA](#)

⁵ プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み入れている案件。

果、水道が普及していない地域では水汲み労働におけるジェンダー課題があること、また SRWSA では女性職員や管理職の割合は一定程度確保されているものの、ジェンダー主流化を進めるための方針や計画、政府が設置を推進している Gender Mainstreaming Action Group などの制度的な仕組みが整っていないことが判明した。これらに対し、本事業では、ジェンダー課題の詳細調査（医療・分娩施設や学校での水・衛生状況を含む）を行い、かつ、SRWSA のジェンダー主流化を促進する計画を策定するとともに、女性のニーズを反映した M/P を策定する。

4) 人権

貧困層の水道接続促進策、貧困層に配慮した水道料金設定の検討、透明性の確保やガバナンス、障がい者配慮等について検討する。

ジェンダーと人権については、MISTI もオーストラリアの支援を受けてアクションプランを策定するなどの取組を実施しているため、参考にする。

(10) DX 推進計画⁶

事業規模の拡大が進んでいる SRWSA にとって、DX の促進は事業を効率化し、財務を改善するために重要である。JICA は、水道公社の DX 促進に関して、体系的なアセスメントとソリューションの提案を行うべく、執務参考資料を整備済みである（配付資料参照）。同資料を用いて、「水道事業体における DX 活用促進・デジタルアーキテクチャ作成のための基礎情報収集・確認調査」を 2025 年に実施し、シエムリアップ水道公社も対象事業体の 1 つとしていた（報告書は配付資料参照）。この基礎情報収集・確認調査において抽出した優先度の高い DX ソリューションは、SCADA システムの更新と統合、コンピュータ化された設備保全管理システム、検針アプリによる検針・請求の自動化等である。

また、JICA 社会基盤部が主管して実施中の「シエムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクトフェーズ 2」（2025 年 8 月～2028 年 7 月を予定）では、シエムリアップ州政府を対象として、観光、交通、廃棄物などの分野を重点として、実施体制の強化や行政官の能力向上を支援している。

本事業では、M/P の中に DX 推進計画を含めることとし、上記執務参考資料を参考にしつつ、基礎情報収集・確認調査での分析や提案を取り込む。基礎情報収集・確認調査は短期間の間に日本側のコンサルタントチームが主導して調査を進めたが、本事業では M/P 策定のためにより包括的で詳細な調査、分析を行うことから、それ

⁶ DX推進計画の策定はR/Dに記載しているが、既往案件の前例が少ないチャレンジングな業務内容であるため、どのような方針と調査計画に基づいて推進するのか提案する。

らの調査、分析の結果を織り込みつつ議論を行い、SRWSA の十分なオーナーシップの下で、M/Pに含まれる他の計画（施設計画、人材育成計画、財務計画等）とも整合性を持つ形で、DX 推進計画として取りまとめる。

（11）実施体制

C/P は日本側コンサルタントチームの想定される分野に対して少なくとも各1名ずつは配置することを SRWSA に対して求めている、上述の人材育成、OJT の観点も踏まえて、プロジェクトチームを組織し、能力強化を行いつつ、本事業を進める。

JCC の構成等は R/D に記載のとおりであり、議長は SRWSA が MISTI に対して任命を依頼することとなっているため、第1回の開催に先立ってその進捗状況を確認する。

JCC にも主要なステークホルダーとなる関係機関がメンバーとして入ることになっているが、それに加えて環境社会配慮のプロセスにおいて必要となるステークホルダーとの協議を行うため、ステークホルダー協議会を設置することで合意している。

（12）開発パートナーとの連携

フランス AFD は、配水管の 200km の延伸を内容とする 25 百万ユーロの融資を計画しており、2026 年初めの理事会承認を目指して審査中である。また、EU のグラント（5 百万ユーロ）を用いて、特に貧困層の新規接続を促進する計画である。これらの協力は、円借款で建設した Chreav 浄水場の能力を活用することにつながり、相乗効果が期待できる。一方、PPWSA に対して提供した財務モデルを SRWSA に対しても提供したいという話もあり、M/P における財務計画の策定において活用するか否か、財務モデルの内容も確認しつつ、検討が必要である。AFD は配水管延伸だけでなく、接続申請から接続までの期間を短縮する方法、商業部門と技術部門の連携強化など、SRWSA の組織能力強化に対する支援を行う可能性があるとしており、コンサルタントを備上するとのことであるため、密に情報交換を行ない、重複や方針の不整合がないように調整する。

世界銀行はシエムリアップの水道に対する協力の予定はなく、現在実施中の下水道整備のプロジェクト（Water Supply and Sanitation Improvement Project (WaSSIP)）があるのみである。主に下水管渠と接続の整備、ポンプ場等のリハビリを実施しており、土木工事の遅れにより1年延長して2026年12月末までの予定である。技術支援として、汚染の発生源を分析する調査を住民参加型で実施しているとのことであった。また、中長期戦略の策定や、人材育成方針の策定、Performance Improvement Plan の作成も支援している。さらに、水道料金と下水道使用料をまとめて請求・徴収できる

ようにすることを政府に働きかけているとのことであった。特に汚染源の調査と中長期戦略については、その結果を把握することが、水道水源の保全に関する検討に有益であると考えられる。

その他、上述のとおり規制機関の設立等の構想もあるため、開発パートナーとの情報共有と相乗効果の発現に留意する。カンボジアの水道セクターにおいては、定期的な開発パートナーの会合の枠組みがあるため、出席して本事業に関する情報共有や、関連する他の開発パートナーの動きの情報収集を行う。

(13) 民間セクターとの連携

SRWSA に対しては、株式会社ジオクラフトが、JICA Biz（カンボジア国施設台帳システム導入による持続可能な水道事業の普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型））によって施設台帳を整備している。また、無償資金協力「シエムリアップ上水道整備計画」（2004年5月～2006年3月）及び円借款「シエムリアップ上水道拡張事業」（2012年3月～）には、多くの日本企業がコンサルタントやコントラクターとして参画しており、機器類を中心として SRWSA は多くの日本製品を活用している。

カンボジアの水道に対して 1999 年以来長年の協力を行ってきている北九州市は、「北九州市海外水ビジネス推進協議会（KOWBA）」を組織しており、毎年北九州市で総会を開催するとともに、カンボジアにおいて「日本—カンボジア上下水道セミナー」を開催するなど、活発に活動している。

これらの背景を踏まえ、本事業では M/P や F/S の内容を同協議会の総会やセミナーで説明する機会を設けて意見を聴取するなど、SRWSA に対する本邦企業のビジネス展開につなげる可能性を追求する。

また、既述のとおり丸紅株式会社が出資している現地企業が SRWSA の給水区域に隣接する地区で民営水道を運営していることにも留意する。

(14) 国内支援委員会

本事業では、国内支援委員会を設置し、学識経験者の助言を得る予定である。委員は3名の大学教授、准教授を想定しており、委員会はオンライン会議により、以下の3回の実施を想定する。

第1回：プロGRESS・レポート作成時。現状分析や課題の抽出の結果を説明し、M/P 策定の方向性について助言を得る。

第2回：インテリム・レポート作成時。M/P のドラフトに対して助言を得る。

第3回：ドラフト・ファイナル・レポート作成時。F/S のドラフトに対して助言を得る。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務⁷

【成果1：上水道マスタープランの策定】

1) 既存データを収集する。

SRWSA 自身が M/P を策定し、更新できるようになることを目指すため、データの収集にあたっては以下の点についても考慮する。

- 収集したデータの整理、共有、活用の方法。
- SRWSA のデータポリシー。データのデジタル化。必要なデータを利用しやすい形態で継続的に蓄積する方策。
- データの収集先、データソース、データクリーニングの方法等の明確化。
- 必要性が高いにもかかわらず入手が困難なデータがある場合、データ入手を可能とする計画を M/P (DX 推進計画等) に盛り込む必要があるため、データ収集にあたっての課題の明確化。

2) 給水区域、給水人口、水源、給水時間、水質、水圧、水量、配水管理、無収水等の給水現況を確認する。

3) 既存施設の老朽化状況、運転状況を確認する。

SRWSA の既存施設はまだ比較的新しい施設が多く、それが低い無収水率を維持できている理由のひとつともなっていると考えられる。しかし、2050 年までの期間を考えると、電気機械設備を中心とした更新需要、管路の老朽化を見据えた計画的な更新、土木施設の補修等を考慮に入れていく必要があるため、アセットマネジメントに関して検討する。

4) ジェンダーに関する状況を含め、対象地域の社会経済状況、自然状況を把握する。

社会条件調査と顧客意識調査を行うこととし、現地再委託を認める。以下の内容を含める。

- 社会条件調査として、水道未普及地域に居住している人々及び配水管が来ているにもかかわらず水道を利用していない人々に関し、現在の水利用状況とその課題、水道接続に対する意識、支払意志額、アフォーダビリティを検討するベースとなる収入水準等を調査し、水道を普及させることの意義、便益を明確化するとともに、水道接続を促進するための課題の把握や必要な対策の検討につなげる。
- SRWSA の水道を利用している人々に関し、顧客意識調査を行い、SRWSA の

⁷ R/Dで合意した調査項目を記載しているが、内容が多岐にわたっている一方、投入可能な事業費、人月には限りがあるため、重点化や効率化が必要であることから、M/P策定において特に重視する調査方針、調査方法の工夫、調査の効率化の工夫について提案する。

サービスに対する満足度、水質、水圧、給水時間、水道料金、支払事務等に対する認識、他の水源の併用の有無、支払意志額、アフォーダビリティ（収入に対する水道料金の割合）、SRWSA に対する要望等を把握する。顧客意識調査は現地再委託も認めるが、今後も SRWSA が定期的実施することが期待されるため、できるだけ安価に効率よく実施する方法を工夫する。また、SRWSA の職員自身が顧客の生の声を聞くことにも意義があると考えられるため、直営での実施や職員の一部同行も選択肢として考えられる。

- 水道が来ているにもかかわらず地下水利用を継続している顧客（特に大口需要家）の有無を確認する。それらの顧客の水道への転換を促進する方法を検討するために必要と考えられる情報を収集する。
- 調査全般にわたり、ジェンダーに関する状況や貧困層の状況を把握するよう配慮する。

5) SRWSA のジェンダー主流化状況の把握を含め、ジェンダー課題やニーズを把握する。

詳細計画策定調査において、以下の活動を含めることで合意しているため、これらの点を考慮に入れて実施する。

- パブリックコンサルテーションやフォーカスグループインタビューを通じたジェンダー課題やニーズの把握
- ジェンダーを考慮に入れた社会条件調査（水に関する不安の尺度である Water Insecurity Experiences (WISE) Scales⁸の活用等）（上記4）に含まれる。）
- 医療施設、分娩施設、学校等における水供給・衛生環境の調査、水道整備による改善の対象と期待される効果の把握（下記6）に含まれる。）
- シェムリアップ水道公社のジェンダー主流化状況の把握（詳細計画策定調査でも概要は調査済であるが、詳細は調査できておらず、女性職員の意識を直接ヒアリングするなどの調査もできていない。）
- M/Pの一部として、シェムリアップ水道公社のジェンダー主流化計画の策定（下記18）に含まれる。）
- M/Pに含まれる計画へのジェンダー視点の反映

6) 医療施設、分娩施設、学校等における水供給・衛生施設・衛生行動の調査、水道整備による改善の対象と期待される効果を把握する。

WHO と UNICEF は近年医療施設や学校における水・衛生の改善に力を入れており、「Institutional WASH」などと称してアセスメント手法や改善手法に関するガイドライン、実態のモニタリング結果などを公表している。これらの施設が水道の恩恵を受けて水・衛生を改善することは、地域の公衆衛生の向上において重要であるとともに、これらの施設では特にジェンダーに関する課題が表れやすいこと（学校における月経衛生の問題等）や、これらの施設を通じてコミュニティに安全な水を使う必要性や適切な衛生行動に関する知識と行動を広めることも可能であること（医者・看護師から患者への普及、助産師から妊産婦への普及、子供から家族への普及等）などの観点からも重

⁸ 以下のURLを参照。 <https://www.ipr.northwestern.edu/wise-scales/>

要である。従って、これらの施設の水道接続を促進し、水・衛生を改善し、コミュニティ全体の公衆衛生の改善につなげていくことを意識して調査を行い、M/P に盛り込むべき点を検討する。調査にあたって保健セクターや教育セクターのステークホルダーと協働することも推奨される。

- 7) 関連する法律・規制、開発計画・戦略、都市開発及び観光開発の動向と計画、水供給や下水・排水等に関するプロジェクトを確認する。
- 8) シェムリアップ州全体の水道整備においてシェムリアップ水道公社が果たすべき役割について、州工業科学技術革新局（DISTI）等と議論する。
- 9) 現在の水需要を調査し、目標年次までの水需要予測を行う。
- 10) 現在の財務状況と債務返済の見通しを調査する。
- 11) 下水・排水の現況と対策、将来の計画を確認するとともに、水源の水質汚濁の現況と見通しを確認する。
- 12) 新規に開発可能な水源を特定するとともに、トンレサップ湖の水位低下の問題を含む水源の利用可能性の検討を行う。
新規に開発する水源はトンレサップ湖を想定し、地下水等の他の水源に関する調査を含める必要はない。
トンレサップ湖の水質分析は、主要な水質項目については SRWSA が測定しているため、既存のデータを活用することとするが、SRWSA が懸念している農薬と肥料については測定できておらず、SRWSA のラボでの分析もできない。これら追加的に確認が必要な水質項目について測定することとし、現地再委託を認める。
トンレサップ湖の水位低下の問題については、実際にそのような問題が起きているのかどうか、既往の調査研究においてトンレサップ湖の水位や水質に関してどのようなトレンドや因果関係が確認されているのか、将来の水位低下の可能性があるのかどうか、などの点について関係機関や研究者等からヒアリングする。
- 13) 水供給のビジョン、段階的目標、水源、施設計画に関する方針、計画諸元、浄水処理方式、設計基準など、M/P の枠組みを策定する。
- 14) 戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた、環境社会影響も考慮した代替案の比較検討を行う。
環境社会配慮調査は現地再委託を認める。
- 15) 既存施設の改良・補修、新規施設の建設を含む施設計画を策定する。
- 16) 気候変動に対する緩和策、適応策を含む、気候変動対策計画を策定する。
- 17) DX 推進計画を策定する。

- 18) 自然・生物多様性保全、人権、ジェンダー等への配慮を含むサステナビリティ推進計画を策定する。
- 19) 水源を保全するための下水・排水、水質汚濁対策に関する提言を作成する。
- 20) 周辺の他の水道公社への協力、民間事業者への協力、州工業科学技術革新局（DISTI）への協力等、カンボジア国内のリーダー的な存在の水道公社として、果たすべき役割について検討する。
- 21) 運転維持管理計画を策定する。
- 22) 現在の組織体制を調査し、組織強化計画を策定する。
- 23) 事業費の概算を行い、投資計画を策定し、資金調達に関して検討する。
資金調達に関する検討には、カンボジア国内におけるインフラ投資向けの公的金融の可能性に関する調査を含める。
- 24) 目標年次までの財務計画を策定する。
- 25) 上記の調査結果を上水道マスタープラン（案）として取り纏める。
- 26) 上水道マスタープランのうち、優先プロジェクトを選定する。
- 27) 上水道マスタープラン（案）をカンボジア国内の関係機関や開発パートナーに説明・協議し、上水道マスタープランとして最終化する。
M/Pの承認者、承認プロセスについて確認し、M/Pがオーソライズされるようにフォローする。

【成果2：人材開発計画の策定】

- 28) SRWSAの業務（技術・事業運営、財務管理・会計、人事）に関する現在の組織の調査と評価を行う。
- 29) SRWSAの全ての部門/事務所/ユニットに関する現行の標準作業手順書（SOP）のレビューを行う。
- 30) 事業成長、拡張計画、技術進歩などの要因に基づく人材需要の予測を行う。
- 31) 職員のスキル、資格、経験、業績レベルなど、組織内の現在の労働力を評価する。
- 32) ギャップ分析を実施し、予測される需要と既存の人材供給とのギャップを特定する。
- 33) 重要な役割を特定し、その役割に必要なスキルとコンピテンシーを評価し、

職員を育成するための育成プログラムを策定する。

育成プログラムの策定にあたっては、一般職員だけでなく、幹部職員として水道事業の運営、経営に携わるような職員の育成も含める。日本の水道事業体では、人事異動によって多様な業務内容を経験させること、中長期計画の策定や水道料金改定などの組織上重要な事項の検討プロセスに有望な職員を参画させて OJT を行うこと、管理職への登用試験を行うこと、水道技術管理者のような資格とその取得のための資格要件や研修を明確化することなど、様々な工夫をすることで、水道事業の全体を見渡して方針を打ち出すことができる幹部職員を育成している。そのような日本の事例も紹介しつつ、継続的に幹部職員の育成がなされるような仕組みを検討する。

- 34) ジェンダー主流化を考慮に入れた目標年次までの人材開発計画を作成する。
SRWSA は人材開発計画を重視しており、成果 2 として立てているが、M/P の一部という位置づけで章立てする想定である。

【成果 3：優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディ】

- 35) 優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディを実施する。
F/S は、通常の開発調査における F/S 相当の調査精度とする（協力準備調査レベルの調査を求めるものではない）。
F/S 段階での環境社会配慮調査、平面測量、地盤及び土質調査については、現地再委託を認める。

- 36) プロジェクト実施計画を策定する。

【成果 4：マスタープラン策定に係る SRWSA の能力強化】

- 37) 全国水道事業開発計画策定プロジェクト（2023-2026 年度（予定））で作成される M/P 策定ガイドラインも参照しつつ、M/P 策定過程における OJT を行う。
- 38) M/P 策定の経験をカンボジア国内の他の水道公社に対してセミナー等で共有する。
セミナー等の企画や地方の水道公社の招聘にあたっては、MISTI の協力を得る。極力 MISTI の会議室を活用するなど経費を抑制する工夫を行うこととするが、大きな会場を借り上げる必要がある場合には会場借上費、また資料印刷費を日本側負担とするよう SRWSA から要望があり、R/D に日本側投入として記載している。

(2) プロジェクトの運営に関する業務

- 1) インセプション・レポート (IC/R) の作成
初回の現地調査の前にインセプション・レポートを作成し、初回の現地調査の際に SRWSA に説明し、調査計画について協議を行い、必要に応じて協議の結果を踏まえて修正を行う。
また、主要な関係機関に対して調査計画の概要を説明し、協力を申し入れる。
- 2) プロGRESS・レポート (P/R) の作成

現状の把握、課題の抽出、M/P 策定の方向性についてまとめる。

- 3) インテリム・レポート (IT/R) の作成
策定された M/P と F/S 対象の優先プロジェクトの選定結果をまとめる。
- 4) 環境チェックリスト、初期環境調査報告書／環境アセスメント案、ドラフト・ファイナルレポート (環境社会配慮部分) の作成
F/S における優先プロジェクトを対象とした初期環境調査に関し、計画と報告をまとめる。
- 5) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) の作成
F/S の結果も含めてまとめる。
- 6) ファイナル・レポート (F/R) の作成
DF/R に関する関係者との協議やコメントを踏まえて作成する。
- 7) 合同調整委員会 (JCC) の開催
できる限り SRWSA が主体的に開催するよう促し、受注者はその支援を行う。参加者の旅費は SRWSA が負担することを詳細計画策定調査で確認済である。
- 8) 機材の調達
詳細計画策定調査において、SRWSA から能力強化に必要な機材やソフトウェアがもしあれば、必要に応じて調達して供与してほしいという要望があり、R/D の日本側の投入として記載している。具体的には、DX に関して M/P に盛り込むべき優先的なソリューションがあった場合に、それがどのようなものなのかを C/P が理解できるようにしたい、という例示があった。この場合、デジタルソリューションの概念実証 (Proof of Concept : PoC) に必要なソフトウェアなどが想定される。また、M/P の策定と継続的な更新のために必要性の高いモニタリングデータの取得のための計測機器も考えられる。ただし、現時点では調達の要否も具体的な内容も決められないため、機材費は定額計上とし、必要性が生じた場合には JICA と協議する。妥当性が認められる場合は、調達を行う。事業用物品 (調査用資機材) として調達し、本事業の完了時に SRWSA に譲与する想定とする。譲与時には SRWSA から受領書を取り付ける。
- 9) 本邦企業にとっての機会の創出
M/P や F/S の内容を北九州市海外水ビジネス推進協議会 (KOWBA) の総会や、日・カンボジア上下水道セミナーで説明する機会を設けて、本邦企業の意見を聴取する、本邦企業の技術を活用できる可能性があれば、SRWSA に紹介する、カンボジアの民営水道に出資している本邦企業との間で SRWSA との連携に関する意見交換を行うなど、本邦企業にとっての機会の創出につながるような工夫を行う。
- 10) 開発パートナーとの情報交換
カンボジアの水道セクターでは、AFD、世界銀行、オーストラリア等を中心に活発な協力が行われており、水道セクター全体の改革につながる動きがあ

ることや、シエムリアップの水道、下水道に対する協力もあることを踏まえ、開発パートナーとは密に情報交換を行ない、M/P に反映する必要がある情報を収集する。既存の開発パートナー間の調整会議の場を活用するなど、効率的な情報交換に努める。

11) 国内支援委員会の開催

3 回の開催を計画している国内支援委員会において、説明資料を用意した上で説明を行い、委員からのコメントの聴取を行う。1 回あたり 1 時間 30 分程度を予定している。

12) 他の JICA 事業との連携

既述のとおり、実施中の「全国水道事業計画策定プロジェクト」の成果を踏まえて本事業を推進する必要があるとあり、同プロジェクトでは 2026 年 5 月に現地での最終セミナーの開催、2026 年 10 月の最終報告書提出を予定している。同プロジェクトの成果に関する情報収集を行い、本事業での M/P 策定において反映すべき点を整理する。

JICA 開発大学院連携「水道分野中核人材育成」では、2025 年 4 月～2027 年 3 月の予定で、SRWSA から 1 名の職員を東京都立大学に留学生として受け入れている。同職員は JICA Biz「カンボジア国施設台帳システム導入による持続可能な水道事業の普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）」の主要な C/P であり、2027 年 3 月末に修了して帰国した後は、本事業においても主要な C/P として活躍することが期待される。また、同職員の研究テーマは「Performance Assessment of Strategies to Increase Connection Rates and Profitability: A Case Study of Siem Reap Water Supply Authority (SRWSA)」であり、研究の成果を M/P における水道接続の促進策の検討に活用することが可能であると考えられる。同職員は女性であるため、SRWSA のジェンダーに関する課題や要望についてヒアリングする対象ともなり得る。

JICA 社会基盤部が主管して実施中の「シエムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクトフェーズ 2」（2025 年 8 月～2028 年 7 月を予定）は、直接的な連携は想定されないものの、同プロジェクトがデジタル化を支援しつつ収集しているシエムリアップ州の各種データを M/P 策定に活用できないか検討することや、SRWSA の DX 推進計画の策定プロセスや策定結果を同プロジェクトに情報共有し、シエムリアップ州内においても SRWSA の取組に対する認知度を向上させることで、州内の関係機関との共創につながる可能性を探ることなどが考えられる。

その他、JICA が関連する協力を新たに開始する可能性もあるため、JICA からの情報提供を受け、関連する協力の関係者と情報交換を行うなど、相乗効果の発現に向けた対応を行う。

13) 本事業で得られた成果の対外発信

本事業の社会条件調査や顧客満足度調査等で取得されるデータから、国際的に共有すべき興味深い知見が得られた場合、JICA から国際会議や国内での勉強会における発表や、共著論文の執筆への協力を依頼する可能性がある。

(3) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、SRWSA の C/P を対象とし、計画策定能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査のTOR案を作成し、合意済みである。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。それらを踏まえて、合意済みのTOR案に沿った環境社会配慮に係る調査を実施する。

A. 戦略的環境アセスメント

- ▶ 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- ▶ 主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) 政策、計画等の目的・目標の検討
 - イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
 - (c) 関係機関の概要
 - ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
 - エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
 - オ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - カ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の

生活区域及び経済社会状況等)の確認

- キ) 影響の予測
- ク) 影響の評価及び代替案の比較検討 (PPP レベル)
- ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- コ) モニタリング方法の検討
- サ) ステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。

B. F/S 段階の環境社会配慮

- 初期環境調査報告書 (相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書) 案 (該当する場合は: 住民移転計画案、先住民族計画案) の作成支援に係る検討を行う。
- 主な調査項目は以下のとおり。
 - ① 初期環境調査
 - (ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、初期環境調査 (Initial Environmental Examination) として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2025 年 9 月)」⁹に基づくこととする。また、相手国等 (関係官庁・機関) と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
 - (イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮 (環境アセスメント、情報公開、労働環境 (労働安全、労働者の権利を含む) 等) に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - (c) 関係機関の役割
 - イ) スコーピング (検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること) の実施
 - ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認 (汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境 (労働者の権利を含む) 等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染

⁹ 契約締結後にJICAより貸与する。

対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
- コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計
- （ウ）相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

- F/S の対象とする優先プロジェクトが、アンコール遺跡群やトンレサップ湖の保護区内で行われる等の場合には、カテゴリ A への変更を要する可能性があるため、JICA に報告し、協議する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出

する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
インセプション・レポート (IC/R)	初回現地調査前	英語	電子データ	1 部
プロGRESS・レポート (P/R)	現状と課題の分析、M/P 策定の方向性がまとまった段階	英語	電子データ	1 部
インテリム・レポート (IT/R)	M/P 策定がまとまった段階	英語	電子データ	1 部
環境チェックリスト (調査方針)	IT/R 提出後 2 か月以内を目途	日本語	電子データ	1 部
初期環境調査報告書 / 環境アセスメント案 (該当する場合は住民移転計画案、先住民族計画案)	DF/R 提出の 2~3 か月前までを目途	英語	電子データ	1 部
ドラフト・ファイナル・レポート (環境社会配慮部分)	DF/R 提出の 1~2 か月前までを目途	英語	電子データ	1 部
ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)	契約履行期限末日の約 2 か月前	英語 日本語要約	電子データ	1 部
ファイナル・レポート (F/R)	契約履行期限末日	英語 日本語要約	製本	16 部 (英語) 2 部 (日本語要約)
			CD-R	19 部
業務実施報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部

プロジェクトブリーフノート	契約履行期限末日	日本語 英語	電子データ	1部
---------------	----------	-----------	-------	----

- 各報告書は、ドラフトを発注者に提出し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- DF/R、F/Rは、必要に応じて、サマリー、メイン・レポート、サポーティング・レポート、データ・ブック等の分冊形式とする。
- F/Rの製本版英語版16部の配布先は、以下を想定する。配布はJICAから行うため、全部数をJICAに提出する。
 - SRWSA 10
 - MISTI 3
 - DISTI 1
 - JICA 図書館 1
 - JICA 地球環境部 1
- F/Rの製本版日本語要約2部の配布先は、以下を想定する。配布はJICAから行うため、全部数をJICAに提出する。
 - JICA 図書館 1
 - JICA 地球環境部 1
- F/RのCD-R 19部の配布先は、以下を想定する。配布はJICAから行うため、全部数をJICAに提出する。CD-Rには英語版と日本語要約の双方を納める。
 - SRWSA 10
 - MISTI 3
 - DISTI 1
 - JICA 図書館 1
 - 国会図書館 3
 - JICA 地球環境部 1

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプション・レポート

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) プロGRESS・レポート (P/R)

- ① 現状把握と課題の分析の結果
- ② M/P 策定の方向性
- ③ その他必要事項

(4) インテリム・レポート (IT/R)

- ① M/P 策定の内容
- ② F/S の対象とする優先プロジェクトの選定結果

(5) 環境チェックリスト（調査方針）

第4条（4）「⑥環境社会配慮に係る調査」、「B. F/S 段階の環境社会配慮」、「①初期環境調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約する。

(6) 初期環境調査報告書／環境アセスメント案（該当する場合は住民移転計画案、先住民族計画案）

調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(7) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(8) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

- ① F/S の結果も含めた、F/R のドラフト

(9) ファイナル・レポート (F/R)

- ① M/P、F/S の双方を含む調査結果全体

(10) 業務実施報告書

F/R は調査結果を中心として記述されるため、F/R には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に発注者に提出する。

記載事項：

- ① ファイナル・レポートの概要
- ② 活動内容（調査）
 - ・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（能力強化）
 - ・現地での研修やセミナー等、業務実施中に実施した能力強化の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（能力強化の工夫、現地活動体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提言
- ⑦ 添付資料
 - ・業務フローチャート
 - ・業務人月表
 - ・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）
 - ・会議記録等
 - ・収集資料リスト
 - ・その他調査活動実績

提出時期：ファイナル・レポート提出時

(11) プロジェクトブリーフノート

JICA プロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

(ア) JICA プロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

- ・プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまと

めることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。一般に公開する。

- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- ・ カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。日本語、英語で作成する。

(イ) 分量

- ・ 和文・英文共に A4 版 8～16 ページ程度を目安とする。

(ウ) 作成要領

- ・ 項目立ては基本的に、「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4章立ての構成とする。
- ・ 作成作業の効率化のため、作成に着手する前に、全体の構成、強調すべきポイント、工夫・教訓のまとめ方など、内容の骨子について JICA とすり合わせる。2 段組みの標準様式は修正作業が煩雑になるため、文章、図表、写真等のパーツ毎にまずドラフトし、JICA 側の確認の後、最後にレイアウトを行う作業手順とすることも可。
- ・ 1 ページ目はタイトルを配置し、その左下に JICA のロゴを入れる。受注者のロゴや社名を入れることも可能。プロジェクトの活動内容を端的に示すインパクトのある写真、対象地域の分かりやすい地図を、半ページ程度の大きさで掲載する。その後本文を記載する。本文中には、ボックス記事を入れたり、図表を入れたり、インパクトのある写真を大きく入れたりするなど、分かりやすく見栄えのよいレイアウトを工夫する。
- ・ 本文は 2 段組みとし、日本語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
 - タイトル見出し： MS ゴシック (太字) 16 ポイント
 - タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月： MS ゴシック 10.5 ポイント
 - 章のタイトル： MS ゴシック 12 ポイント
 - 本文： MS 明朝 10.5 ポイント
 - 日本語本文中の英語表記： Times New Roman 10.5 ポイント
- ・ 英語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
 - タイトル見出し： Arial (太字) 16 ポイント

- 「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月： Arial 10.5
ポイント
- 章のタイトル： Arial 12ポイント
- 本文： Times New Roman 10.5ポイント
- ・ 本文の最後にプロジェクト実施期間を明記する。
- ・ 本文終了後に参考文献のリストを添付する。

(エ) 作成にあたっての留意事項

- ・ プロジェクトが採用したアプローチ、成果、教訓等を、的確に、かつ論理的に記載する。プロジェクトを通じて得られたナレッジの明確化を意識し、外部の一般の読者に対してプロジェクトの意義、ポイント、成果等を分かりやすく説明する内容となるよう工夫する。必ずしもプロジェクト全体を網羅的に記述する必要はなく、ナレッジとして重要と思われる点や、対外的に PR すべき成果等に焦点を当てたまとめ方も可能。
- ・ 相手国における課題や、これまでの JICA の協力の流れなども踏まえて、プロジェクトの必要性、重要性、位置付け等が伝わるようにする。
- ・ JICA に提出する報告書ではなく、対外的に公表する広報資料であることから、外部の方の目を見た時に分かりやすく、かつ魅力的な内容とする。業務実施報告書からのコピーとはせず、細かな実施プロセスや JCC 等の JICA 事業独自の実施体制に関する記述も、成果につながるようなプロジェクト独自の工夫以外については記述不要である。無味乾燥な事務的な文章ではなく、外部の一般の方にプロジェクトを説明するという意識で記述する。
- ・ 世界的に議論されている 이슈（SDGs への貢献、貧困層・脆弱層支援、ジェンダー配慮、資金調達、民間セクターとの連携、キャパシティ・ディベロップメント等）との関連性など、対外的にアピーリングな内容は特に強調する。
- ・ プロジェクトの成果や、ベースラインとエンドラインの比較、インパクトや開発効果等については、できるだけ定量的、具体的に記述する。
- ・ ODA 関連の専門用語（ジャーゴン）や略語の過度な使用は避け、平易な表現を心がける。一般になじみの少ない専門用語や組織名等の略称等を用いる場合には、初出時に説明を加える。初めてプロジェクトについて知る方でも理解できる表現とする。
- ・ レイアウト、図表、写真、地図等の見やすさに留意する。解像度の低い写真、何を意味しているのか理解しにくい写真、文字が小さすぎる図表や地図、内容が理解しにくい図表などは避ける。
- ・ 講義の様子等の似たような写真を多用するのではなく、現地の問題の実態が伝わ

るような写真、調査の様子の写真など、プロジェクトの取組みを的確に伝えることができるアピーリングな写真を使用する。

- ・ 節や細節の見出し、図表のタイトル、写真のキャプション等は、内容は端的に伝わるような表現とする。事実関係の誤りや、不適切・不明確な表現がないか確認する。
- ・ 外国語版については、ネイティブチェックを行うとともに、プロジェクトの内容が伝わるか、読みやすいかどうかという観点から確認を行う。

(オ) パワーポイント

- ・ 「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図表、地図等を利用して、プロジェクトブリーフノートに基づくプロジェクト紹介を行うことを想定したプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。様式の詳細は定めないが、対外的なプレゼンテーションに使用するため、見栄え、文字の大きさ（最低 18 ポイント程度）、写真や図表の見やすさ、スライドデザインの統一感等に留意する。

(カ) 業務量の目途

0.5 人月程度を目途とする。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する能力強化のための研修資料、セミナー資料等については、F/R にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	M/P 策定段階の環境社会配慮調査	R/Dに添付されているTORの実施(戦略的環境アセスメント、ステークホルダー協議、カンボジア政府の環境社会配慮手続きに対する申請の支援を含む)	一式	本見積
2	社会条件調査	水道未普及地域に居住している人々及び配水管が来ているにもかかわらず水道を利用していない人々に関し、現在の水利用状況とその課題、水道接続に対する意識、支払意志額等を調査し、水道を普及させることの意義、便益を明確化するとともに、水道接続を促進するための課題の把握や必要な対策の検討につなげる。	100 サンプル	本見積
3	顧客意識調査	SRWSA の水道を利用している人々に関し、SRWSA のサービスに対する満足度、水質、水圧、給水時間、水道料金、支払事務等に対する認識、他の水源の併用の有無、支払意志額、アフォーダビリティ（収入に対する水道料金の割合）、SRWSA に対する要望等を把握する。	150～200 サンプル程度	本見積
4	水質分析	SRWSA の既存水源、優先プロジェクトの候補水源を対象とした農薬、肥料の測定。	8 か所×雨期・乾期で合計16 サンプル	本見積
5	F/S 時の環境社会配慮調査	優先プロジェクトを対象とする環境社会影響の調査、ステークホルダー協議支援、UX0 調査、カンボジア政府の手続きに対する申請の支援等	一式	定額計上
6	F/S 対象事業の予定地の平面	Chreav 浄水場の近傍に位置する浄水場予定地の平面測量を想定	4 ha	本見積

	測量			
7	F/S 対象事業の 予定地の地盤 及び土質調査	浄水場予定地のボーリング及び土質 試験	ボーリン グ6本	本見積

第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	能力強化に必要な 機材やソフトウェア	具体的な内容は本事業 の進捗に応じて検討す る。	-	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：カンボジア王国（カンボジア）

案件名：シエムリアップ上水道マスタープラン策定プロジェクト

The Project for Formulation of Water Supply Master Plan in Siem Reap

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における上水道セクター／シエムリアップ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジア国は人口 1,700 万人（2024 年、国連人口基金）、一人当たり GDP2,743 ドル（2024 年、IMF 推計値）の後発開発途上国（LDCs）である。カンボジア政府は「Cambodia Vision 2050」に基づき、2030 年の高中所得国への移行、2050 年の高所得国への移行を目標に掲げ、2023 年 8 月にそのための開発戦略を定めた「Pentagon Strategy Phase 1」（2023-2050）を発表した。この中で上水道セクターについては、2030 年までに 100%の普及率を目指すため、水道マスタープランの策定と実行を進めることを明記し、水分野を 5 つの主要優先項目の 1 つに位置付けている。しかし、安全に管理された飲料水へのアクセス率は、2022 年時点で 29.13%にとどまっており、都市部においても 57.50%に過ぎない（WHO/UNICEF, Joint Monitoring Programme）。

シエムリアップ州の州都であるシエムリアップ市とその周辺地域は、世界文化遺産であるアンコール遺跡を擁する観光産業を中心とした都市であり、観光セクターが GDP の 12%を占めるカンボジアにとって重要な都市である。シエムリアップ市の人口は約 28 万人（2023 年、Provincial Profile on Socio-Economic 2023）であるのに対し、2019 年の外国人観光客数は 220 万人、国内からの観光客数は 205 万人であった（シエムリアップ州観光開発マスタープラン 2021-2035）。新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響により、観光客数は大きく減少し、その後回復傾向ではあるものの、2024 年の観光客数は 102 万人で、パンデミック前の水準の半分程度にとどまっている。これに対し、シエムリアップ州観光開発マスタープラン（2021-2035）では、2035 年には観光客が約 1,100 万人に増加すると予測している。

シエムリアップ市とその周辺地域の水道は、1991 年のパリ和平協定まで続いた内戦により荒廃していたが、JICA の協力により 2000 年に水道整備マスタープランを策定し、2006 年には無償資金協力による地下水を水源とする 8,000m³/日の能力を持つ施設が建設され、シエムリアップ水道公社（SRWSA）は自己資金によって 2013 年に 15,000m³/日まで拡張した。さらに、2023 年には円借款によるトンレサップ湖を水源とする 60,000 m³/日の規模の浄水場が運転を開始した。この間、技術協力プロジェクトや北九州市上下水道局による草の根技術協力によって、能力強化も並行して実施された。SRWSA は、フランス開発庁（AFD）、アジア開発銀行（ADB）の支援による施設も加えて、現在 90,000 m³/日の給水能力を有しているが、水道事業のライセンスを付与されている地域に対する水道普及率は 59%と低く、その向上に向けて管路の整備を進めている。収支は 2019 年まで黒字であったが、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる観光客の激減の影響により 2020～21 年は赤字となり、2022～23 年はわずかに黒字となったが、2024 年は再び赤字になるなど、慎重な財務運営が必要な状況となっている。無収水率は 6.8%（2023 年、SRWSA）と低く、水道施設の運転・維

持管理状況は良好であるが、水源となっているトンレサップ湖の水質汚濁や水位低下などの課題を抱えている。また、水道普及率が低いため、未普及の地区に住む住民は浅井戸の水に依存しており、高床式住居が多いため水汲み労働が負担になっていること（しかも女性の仕事とされていることが多い）、大腸菌や鉄などの水質の問題があること、干ばつになると地下水位が大幅に低下し、井戸が涸れることもあるなど、水道の普及率を上げる必要性は高い。

シエムリアップ地域では上記の観光開発マスタープランに基づいて多くの開発事業が提案されているほか、主要道路の改良、新たな国際空港の開港、SRWSA の給水担当区域の 12 サンカット／コミュニティ¹⁰から 23 サンカット／コミュニティへの拡張もあり、SRWSA は 2030 年頃には水需要が供給能力を上回ると予想している。また、上述のとおり水道普及率の向上、財務運営の改善、水源に関する課題への対処なども必要となっているが、現在今後の水道整備の指針となるマスタープランが存在しない。

以上の背景に基づき、カンボジア政府は「シエムリアップ上水道マスタープラン策定プロジェクト」を要請した。本事業は、シエムリアップ水道公社の給水区域における水道整備の中長期計画を策定し、水道の普及を促進するものである。

(2) 上水道セクター／シエムリアップ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対カンボジア王国国別開発協力方針」（2024 年 4 月）及びその付属書類である「事業展開計画」（2024 年 4 月）では、重点分野（中目標）「(2) 持続可能で公平な成長の実現」の中で、国民生活の更なる質の向上のために、上下水道など都市生活環境整備に資する分野の支援を行うことが「生活環境改善プログラム」として記載されており、本事業は、同プログラム及び重点分野の達成に資するものである。

「対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー」（2025 年 1 月）においても、重点分野 2 「持続可能で公平な成長の実現」において、上下水・排水整備、廃棄物処理などを通じ、持続可能な都市・地域を形成するための協力を行うとしている。

また、SDGs ゴール 6 「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」、ゴール 3 「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」、ゴール 11 「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、ゴール 13 「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献する。

さらに、JICA 課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）「持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」では、水道事業体のサービスの向上と拡張によって水道料金収入を増やし、自立的な資金調達が可能な状態を目指すとしており、本事業はこの戦略に則って SRWSA を支援するものである。

加えて、2022 年 4 月に第 4 回アジア・太平洋水サミットで岸田総理が発表した、日本政府による「熊本水イニシアティブ」では、「質の高い水供給」の整備推進を行うため、5 年間で約 5 千億円の支援を実施し、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化するとしており、本事業は同イニシアティブに沿うものである。

(3) 他の援助機関の対応

AFD が 2017～2020 年に西バライ貯水池を水源とする 15,000m³/日の浄水場と 6km の送水管の建設を支援した。並行して ADB が 2018～2021 年に、154.3km の水道管の敷設や各戸接続に必要な給水装置の資機材調達を支援した。

¹⁰ カンボジアの基礎的な地方行政区画。市の下にあるのがサンカット、郡の下にあるのがコミュニティ。

AFD は現在、200km の配水管の延伸を支援する融資の審査を実施中であり、併せて各戸接続を促進するための EU によるグラントを計画している。

ADB は、「Provincial Water Supply and Sanitation Project」(2019-2024) を実施した。4 都市を対象とした上下水道事業であり、シエムリアップ市の下水道の改善が含まれているが、水道は含まれていない。また、「Third Rural Water Supply and Sanitation Services Sector Development Program」(2019~25) では、8 州の農村部の水・衛生の改善を支援しており、シエムリアップ州が含まれるが、SRWSA による給水との重複はない。

世界銀行は、「Water Supply and Sanitation Improvement Project (WaSSIP)」(2019~2026) において、シエムリアップ市の下水道接続の増加に対する協力を実施中である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、シエムリアップ水道公社の給水区域(注)において、既存上水道施設の現状分析や水需要予測、施設計画の検討等を行い、上水道マスタープランを策定するとともに、優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディを実施することにより、安全な飲料水へのアクセスの向上に寄与する。

(注) シエムリアップ市、バコン郡、アンコールトム郡、ラン・タ・エク・テチョ・セン市、新空港地域の 23 サンカット／コミュニン

(2) 総事業費

2.6 億円

(3) 事業実施期間

2026 年 5 月～2028 年 4 月を予定(計 24 カ月)

(4) 事業実施体制

実施機関：シエムリアップ水道公社(SRWSA)

監督機関：工業科学技術革新省(MISTI)、経済財政省(MEF)

(5) インプット(投入)

1) 日本側

① 調査団員派遣(合計約 50P/M)：

総括／上水道計画

水源計画

取水施設計画

浄水施設計画

送配水施設計画

財務・経営計画

運営・維持管理計画

人材育成計画／組織計画

DX 計画

気候変動対策

下水・排水

環境社会配慮／ジェンダー配慮

事業費積算

② 研修員受け入れ(受入分野を記載)

なし。

③ その他

ワークショップ／セミナー等開催時の会場借上費、配布資料作成費等
トレーニングに必要な機材、ソフトウェア（必要が生じた場合）

2) カンボジア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

計画の対象は、SRWSA の給水区域における上水道事業とする。ただし、水源となる
トンレサップ湖の水質汚濁に影響するため、下水・排水事業についても現況や開発計
画を把握する。能力強化の対象は SRWSA の職員であり、将来的には SRWSA が他の水道
公社や周辺の民間事業者に対しても指導ができるようになることを念頭におく。

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 【有償資金協力】 シェムリアップ上水道拡張事業（2011 年度 L/A、第二期 2021
年度 L/A、第三期 2023 年度 L/A）：トンレサップ湖を水源とする水道施設を整
備。本件で建設された浄水場等の水道施設を有効に活用するための配水管延伸
等の計画を M/P に含める。
- 【技術協力】 全国水道事業開発計画策定プロジェクト（2023-2026 年度（予定））：
全国への水道普及のために政策目標を定め、全国水道開発ガイドを策定。本件で
作成される水道公社の M/P 策定ガイドラインを参照するとともに、政策目標に
おいて水道公社に期待される役割を踏まえた M/P を策定する。
- 【技術協力】 シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティア
プローチ実装プロジェクトフェーズ 2（2025～28 年度（予定））：シェムリア
ップ州がスマートシティのモデル都市となるよう能力強化を図っており、本事
業における DX 推進の検討において連携を図る。
- 【基礎情報収集・確認調査】 水道事業体における DX 活用促進・デジタルアーキ
テクチャ作成のための基礎情報収集・確認調査（2025 年度）：SRWSA を対象とし
て、DX 推進のためのデジタルアーキテクチャの検討とソリューションの提言を
行う。本調査の結果を M/P の DX 推進計画に反映する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

- 【ローン、グラント】 AFD の融資（審査中）による配水管の延伸、EU のグラント
による給水装置の調達：審査を踏まえた実施内容について把握するとともに、将
来計画を M/P に取り込む。AFD は M/P 実現に向けた資金動員のパートナーとなり
得るため、情報共有を行う。
- 【ローン】 ADB Third Rural Water Supply and Sanitation Services Sector
Development Program（2019～25）では、8 州の農村部の水・衛生の改善を支援
しており、シェムリアップ州が含まれる。シェムリアップ水道公社の給水区域と
の重複はないが、双方が都市部と農村部にそれぞれ協力することとなり、シェム
リアップ州全体の安全な水へのアクセスの向上において相乗効果をもたらす。
- 【中小企業・SDGs ビジネス支援事業】 株式会社ジオクラフトが SRWSA を対象に
「施設台帳システム導入による持続可能な水道事業の普及・実証・ビジネス化事
業」を実施（2022～25 年度）。同施設台帳システムを M/P 策定に活用するとと
もに、DX 推進の計画に反映する。
- 北九州市上下水道局は、草の根技術協力、技術協力プロジェクト、円借款を通じ

て SRWSA に対して継続的な協力を行っており、本事業の詳細計画策定調査においても協力を得た。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないとは判断されるため。
- ③ 環境許認可：本格調査で確認
- ④ 汚染対策：本格調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本格調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本格調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコopingを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

カンボジア政府は「カンボジア気候変動戦略計画 2024-2033」を 2025 年 5 月に発表し、干ばつの発生等の水資源への影響を指摘しつつ、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応能力の強化を進めるとしている。また、「第 3 次自国が決定する貢献 (NDC3.0)」(2025 年)において、2030 年までに温室効果ガス排出量を BAU¹¹ 比 16% (無条件) ~55% (条件付き) 削減することを掲げ、また気候変動適応策として水資源分野を優先課題分野の一つとして挙げている。本事業は、気候変動による降雨量の変化等に伴う干ばつや浸水・洪水等のリスクに対して強靱な水供給に貢献するものであり、気候変動への適応に貢献する。また、M/P 策定にあたっては、ポンプの効率化等の省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用等を追求することで、緩和策に貢献し、また、このため NDC における目標と整合するものである。

M/P には、水源となるトンレサップ湖の水質汚濁対策や取水施設周辺の浸水林の保全、地下水の保全など、自然・生物多様性保全への配慮を含むサステナビリティ推進計画を含める。取水施設周辺への調整池の建設とホテイアオイを活用した原水水質の改善など、Nature-based Solutions の検討も行う。

M/P において低所得者層への水道サービスの普及や、低所得者層にも配慮した水道料金の設定について検討するとともに、女性の水汲み労働の削減や女性のニーズに配慮した水道サービスの実現について検討することで、人権やジェンダーへの配慮を行う。

シエムリアップは観光都市であるため、地域住民への公平な裨益に加えて、観光開発の動向や観光客の水需要に配慮した M/P の策定を行う。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

¹¹ 追加的な対策を取らずに現状を維持した場合 (Business As Usual)

<分類理由> 詳細計画策定調査の結果、水道が普及していない地域では水汲み労働におけるジェンダー課題があること、また SRWSA では女性職員や管理職の割合は一定程度確保されているものの、ジェンダー主流化を進めるための方針や計画、政府が設置を推進している Gender Mainstreaming Action Group などの制度的な仕組みが整っていないことが判明した。これらに対し、本プロジェクトでは、ジェンダー課題の詳細調査（医療・分娩施設や学校での水・衛生状況を含む）を行い、かつ、SRWSA のジェンダー主流化を促進する計画を策定するとともに、女性のニーズを反映したマスタープラン（M/P）を策定するため。

- (9) その他特記事項
特になし。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）
SRWSA の給水区域における水道サービスの拡張と質の向上により、安全な水へのアクセスが向上する。

(2) アウトプット

- ① 上水道マスタープランが策定される。
- ② 人材開発計画が策定される。
- ③ 優先プロジェクトのフィービリティ・スタディ（F/S）が実施される。
- ④ マスタープラン策定に係る SRWSA の能力が強化される。

(3) 調査項目

【上水道マスタープランの策定】

- 1) 既存データを収集する。
- 2) 給水区域、給水人口、水源、給水時間、水質、水圧、水量、配水管理、無収水等の給水現況を確認する。
- 3) 既存施設の老朽化状況、運転状況を確認する。
- 4) ジェンダーに関する状況を含め、対象地域の社会経済状況、自然状況を把握する。
- 5) SRWSA のジェンダー主流化状況の把握を含め、ジェンダー課題やニーズを把握する。
- 6) 医療施設、分娩施設、学校等における水供給・衛生施設・衛生行動の調査、水道整備による改善の対象と期待される効果を把握する。
- 7) 関連する法律・規制、開発計画・戦略、都市開発及び観光開発の動向と計画、水供給や下水・排水等に関するプロジェクトを確認する。
- 8) シェムリアップ州全体の水道整備においてシェムリアップ水道公社が果たすべき役割について、州工業科学技術革新局（DISTI）等と議論する。
- 9) 現在の水需要を調査し、目標年次までの水需要予測を行う。
- 10) 現在の財務状況と債務返済の見通しを調査する。
- 11) 下水・排水の現況と対策、将来の計画を確認するとともに、水源の水質汚濁の現況と見通しを確認する。
- 12) 新規に開発可能な水源を特定するとともに、トンレサップ湖の水位低下の問題を含む水源の利用可能性の検討を行う。
- 13) 水供給のビジョン、段階的目標、水源、施設計画に関する方針、計画諸元、浄水処理方式、設計基準など、M/P の枠組みを策定する。
- 14) 戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた、環境社会影響も考慮し

た代替案の比較検討を行う。

- 15) 既存施設の改良・補修、新規施設の建設を含む施設計画を策定する。
- 16) 気候変動に対する緩和策、適応策を含む、気候変動対策計画を策定する。
- 17) DX 推進計画を策定する。
- 18) 自然・生物多様性保全、人権、ジェンダー等への配慮を含むサステナビリティ推進計画を策定する。
- 19) 水源を保全するための下水・排水、水質汚濁対策に関する提言を作成する。
- 20) 周辺の他の水道公社への協力、民間事業者への協力、州工業科学技術革新局 (DISTI) への協力等、カンボジア国内のリーダー的な存在の水道公社として、果たすべき役割について検討する。
- 21) 運転維持管理計画を策定する。
- 22) 現在の組織体制を調査し、組織強化計画を策定する。
- 23) 事業費の概算を行い、投資計画を策定し、資金調達に関して検討する。
- 24) 目標年次までの財務計画を策定する。
- 25) 上記の調査結果を上水道マスタープラン（案）として取り纏める。
- 26) 上水道マスタープランのうち、優先プロジェクトを選定する。
- 27) 上水道マスタープラン（案）をカンボジア国内の関係機関や開発パートナーに説明・協議し、上水道マスタープランとして最終化する。

【人材開発計画の策定】

- 28) SRWSA の業務（技術・事業運営、財務管理・会計、人事）に関する現在の組織の調査と評価を行う。
- 29) SRWSA の全ての部門/事務所/ユニットに関する現行の標準作業手順書（SOP）のレビューを行う。
- 30) 事業成長、拡張計画、技術進歩などの要因に基づく人材需要の予測を行う。
- 31) 職員のスキル、資格、経験、業績レベルなど、組織内の現在の労働力を評価する。
- 32) ギャップ分析を実施し、予測される需要と既存の人材供給とのギャップを特定する。
- 33) 重要な役割を特定し、その役割に必要なスキルとコンピテンシーを評価し、職員を育成するための育成プログラムを策定する。
- 34) ジェンダー主流化を考慮に入れた目標年次までの人材開発計画を作成する。

【優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディ】

- 35) 優先プロジェクトのフィージビリティ・スタディを実施する。
- 36) プロジェクト実施計画を策定する。

【マスタープラン策定に係る SRWSA の能力強化】

- 37) 全国水道事業開発計画策定プロジェクト（2023-2026 年度（予定））で作成される M/P 策定ガイドラインも参照しつつ、M/P 策定過程における OJT を行う。
- 38) M/P 策定の経験をカンボジア国内の他の水道公社に対してセミナー等で共有する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

本事業の実施に必要な人員が配置される。

(2) 外部条件

治安の悪化等の理由による現地活動の中止がない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

カンボジア「カンポット上水道拡張計画」（無償資金協力、2021年度事後評価）では、カンボジア政府計画省が発給する「ID Poor カード」の保有者（貧困層）が無償で給水管に接続ができるよう配慮がなされており、かつ貧困層にも支払いが可能な水道料金設定となっていること、さらにカンポット水道局は貧困世帯を含む住民への給水管接続の促進に向けてプロモーション・啓発活動を展開していることが、同水道局の水道サービスに対する貧困層からの高い支持に繋がっているという教訓が得られている。本事業においても、貧困層への配慮についてM/Pに十分に盛り込むことにより、水道サービスへのアクセスの拡大を目指す。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

選択項目：特になし

共通業務内容

1. 業務計画書およびインセプション・レポートの作成／改定

- 受注者は、インセプション・レポートを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長やプロジェクトダイレクターが JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. モニタリング及び報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者所定の報告書を作成し、発注者に提出する。必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：水道マスタープラン策定に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：カンボジア国及び東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年6月より現地業務を開始し、インセプション・レポート（IC/R）を提出する。契約期間中にプロGRESS・レポート（P/R）、インテリム・レポート（IT/R）、ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）を提出し、履行期限の2028年5月までにファイナルレポートを作成・提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 49.00 人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 延べ54回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- M/P 策定段階の環境社会配慮調査
- 社会条件調査
- 顧客意識調査
- 水質分析
- F/S 時の環境社会配慮調査
- F/S 対象事業の予定地の平面測量
- F/S 対象事業の予定地の地盤及び土質調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D
- 詳細計画策定調査報告書
- クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」モニタリングシート
- 水道公社 DX 促進 執務参考資料（日本語版、英語版）
- 「水道事業体における DX 活用促進・デジタルアーキテクチャ作成のための基礎情報収集・確認調査」報告書

2) 公開資料

- カンボジア国全国水道事業計画策定プロジェクト事前評価表（2022年）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2108098_1_s.pdf
- カンボジア国 シェムリアップ上水道拡張整備事業準備調査最終報告書 2 和文要約（2011年8月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257367.html>
- カンボジア国 シェムリアップ上水道拡張整備事業準備調査報告書最終報告書 1 和文要約（2011年1月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255757.html>
- カンボジア国 シェムリアップ上水道拡張整備事業準備調査報告書（2009年4月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248087.html>
- カンボジア王国 シェムリアップ上水道整備計画基本設計調査報告書（2003年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000160667.html>
- カンボディア国 シェムリアップ市上水道整備計画調査最終報告書 要約（2000年6月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000001502.html>

3) 貸与資料

以下の資料は、契約締結後に貸与する。
カテゴリB 案件報告書執筆要領（2025年9月）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 先方実施機関であるシエムリアップ水道公社の幹部や中央省庁の関係者は英語での協議が可能ですが、シエムリアップ州政府の関係者や地域住民とのコミュニケーションはクメール語となります。
3	執務スペース	有 シエムリアップ水道公社が、本庁舎とChreav浄水場にそれぞれ用意する予定です。
4	家具（机・椅子・棚等）	有 シエムリアップ水道公社から執務スペースの机、椅子、棚を必要台数分貸与予定です。数が足りない場合は、水道公社と協議していただきます。
5	事務機器（コピー機等）	有 シエムリアップ水道公社が使用している既存のコピー機、プリンタを借用することは可能です。
6	Wi-Fi	有 シエムリアップ水道公社の本庁舎とChreav浄水場のWi-Fiは使用可能です。

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

247,570,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上はありません。

本案件は定額計上があります（10,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	F/S時の環境社会配慮調査	「第2章 特記仕様書案第6条 再委	8,000,000円	環境調査費一式	再委託

		託」			
2	能力強化に必要な機材やソフトウェア	「第2章 特記仕様書案第7条 機材調達」	2,000,000円	機材やソフトウェアの調達。具体的な内容は本事業の進捗に応じて検討する。	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

 2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsのカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上